

国の各機関の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	303,432	6,496	2.14	36	
行政機関合計	276,352	5,891	2.13	36	
内閣官房	629	14	2.23	0	
内閣府	2,393	51	2.13	0	
内閣法制局	74	2	2.70	0	
金融庁	1,236	4	0.32	21	
宮内庁	801	22	2.75	0	
警察庁	1,676	27	1.61	8	
防衛庁	17,160	364	2.12	0	
防衛施設庁	2,793	59	2.11	0	
総務省	5,091	109	2.14	0	特例承認あり(注4①)
公正取引委員会	674	12	1.78	2	注6
消防庁	130	1	0.77	1	特例承認あり(注4①)
法務省	31,057	655	2.11	0	
公安調査庁	1,480	33	2.23	0	
外務省	5,434	119	2.19	0	
財務省	10,938	238	2.18	0	
国税庁	54,882	1,197	2.18	0	
文部科学省	2,179	48	2.20	0	特例承認あり(注4②)
厚生労働省	37,657	797	2.12	0	
社会保険庁	17,302	367	2.12	0	
農林水産省	23,168	489	2.11	0	
水産庁	503	12	2.39	0	
林野庁	4,952	105	2.12	0	
経済産業省	4,352	97	2.23	0	特例承認あり(注4③)
中小企業庁	198	5	2.53	0	特例承認あり(注4③)
特許庁	2,623	57	2.17	0	
資源エネルギー庁	455	8	1.76	1	特例承認あり(注4③)
原子力安全・保安院	593	13	2.19	0	特例承認あり(注4③)
国土交通省	37,890	815	2.15	0	
海上保安庁	96	3	3.13	0	
海難審判庁	232	7	3.02	0	
気象庁	4,616	93	2.01	3	注5
環境省	1,113	24	2.16	0	
人事院	680	15	2.21	0	
会計検査院	1,295	29	2.24	0	
立法機関合計	3,351	73	2.18	0	
衆議院事務局	1,266	28	2.21	0	
衆議院法制局	79	1	1.27	0	
参議院事務局	996	21	2.11	0	
参議院法制局	70	2	2.86	0	
国立国会図書館	940	21	2.23	0	
司法機関合計	23,729	532	2.24	0	
最高裁判所	1,028	22	2.14	0	
高等裁判所	1,750	39	2.23	0	
地方裁判所	16,176	364	2.25	0	
家庭裁判所	4,775	107	2.24	0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数及び知的障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務職員以外の身体障害者及び知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

① 総務省は、本年12月2日付けで消防庁と特例承認を受けた。この結果、障害者の数は110人、実雇用率2.11%、不足数0人となった。

② 文部科学省は、平成16年3月に文化庁と特例承認を受けている。

③ 経済産業省は、本年12月9日付けで中小企業庁、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院と特例承認を受けた。この結果、障害者の数は123人、実雇用率2.20%、不足数0人となった。

5 気象庁においては、本年6月以降障害者の採用が行われ、7月1日現在において、障害者の数は96人、実雇用率2.08%、不足数0人となっている。

6 公正取引委員会においては、本年12月28日付けで障害者の採用を予定しており、その結果、障害者の数は13人、実雇用率2.35%、不足数0人となる予定である。

厚生労働省所管の独立行政法人における障害者の雇用状況について

職業安定局 高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課

厚生労働省所管の独立行政法人における障害者の雇用状況は、平成17年6月1日において下表の通りとなっています。

なお、独立行政法人の法定雇用率は2.1%です。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	48,031	661	1.38	393	
国立健康・栄養研究所	—	—	—	—	注4
医薬基盤研究所	118	0	0.00	2	
国立病院機構	32,052	284	0.89	389	
医薬品医療機器総合機構	363	9	2.48	0	
勤労者退職金共済機構	282	4	1.42	1	注5
産業安全研究所	49	1	2.04	0	
産業医学総合研究所	76	0	0.00	1	
労働者健康福祉機構	8,343	176	2.11	0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,018	54	5.30	0	
雇用・能力開発機構	5,051	115	2.28	0	
福祉医療機構	259	6	2.32	0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	291	8	2.75	0	
労働政策研究・研修機構	129	4	3.10	0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数及び知的障害者数の計であり、重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ーは、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないもの。
- 5 勤労者退職金共済機構においては、平成18年4月1日付けで重度障害者1名の採用を予定しており、その結果、障害者の数は6人、実雇用率2.13%、不足数0人となる予定である。